

長崎市訓令第 18 号

長崎市公用文規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

長崎市長 鈴木 史 朗



長崎市公用文規程の一部を改正する規程

長崎市公用文規程（平成元年長崎市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 項第 2 号を次のように改める。

(2) 一部を改正する場合

長崎市規則第〇号

×長崎市〇〇〇〇規則の一部を改正する規則を次のように定める。

××◇◇〇年〇月〇日

長崎市長××〇×〇×〇×〇××

×××長崎市〇〇〇〇規則の一部を改正する規則

×長崎市〇〇〇〇規則（◇◇〇年長崎市規則第〇号）の一部を次のように改正する。

×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改める。

改正後	改正前
×（〇〇〇） 第〇条×〇〇●●●〇〇〇〇。	×（〇〇〇） 第〇条×〇〇▲▲▲〇〇〇〇。
×（〇〇〇） 第〇条×〇〇●●●〇〇〇〇。	×（〇〇〇） 第〇条×〇〇〇〇〇〇〇〇。
×（〇〇〇） 第〇条×〇〇〇〇〇〇〇〇。	×（〇〇〇） 第〇条×〇〇▲▲▲〇〇〇〇。

×××附×則

×この規則は、公布の日から施行する。

備考 事務効率等を勘案し、改め文方式を使用し、又は併用することができる。

別表第4項第2号中「条例」を「規則」に改め、同号に備考として次のように加える。

備考 事務効率等を勘案し、改め文方式を使用し、又は併用することができる。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。